

東広島版ネウボラの構築について

○“ネウボラ”について

フィンランドの子育て支援の取り組みで、「助言・アドバイスの場」という意味。かかりつけの専門職が妊婦健診、出産後の産婦健診、乳幼児健診、父親も含めた面談等、家族全般をサポート。妊娠から出産子育ての時期において、切れ目なく、ワンストップで対応

○国の動き

H29年4月から児童福祉法の一部改正の施行により、全国の自治体に「子育て世代包括支援センター」※を設置することを法定化した。（努力義務）

○全国自治体の動き

和光市（埼玉）、名張市（三重）、
世田谷区（東京）、浦安市（千葉）

※子育て世代包括支援センター

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う

○県の動き

H29年度、県内3市町（福山市、尾道市、海田町）の19か所にワンストップの拠点を整備するモデル事業を実施

今後、32年度までに30～50か所、33年度以降で125か所の設置を目標

東広島版ネウボラの構築について

○県内の取り組み事例（福山市の取り組み）

- ・ 名称 福山ネウボラ あのね
- ・ 開設 H29年6月14日
- ・ 場所 市内12か所（支所4か所、保育所6か所、Rim[子育て応援センター]、すこやかセンター[保健所]）
- ・ 所管課 健康増進課、保育課、ネウボラ推進課



保育所に併設された子育て支援センターとネウボラ

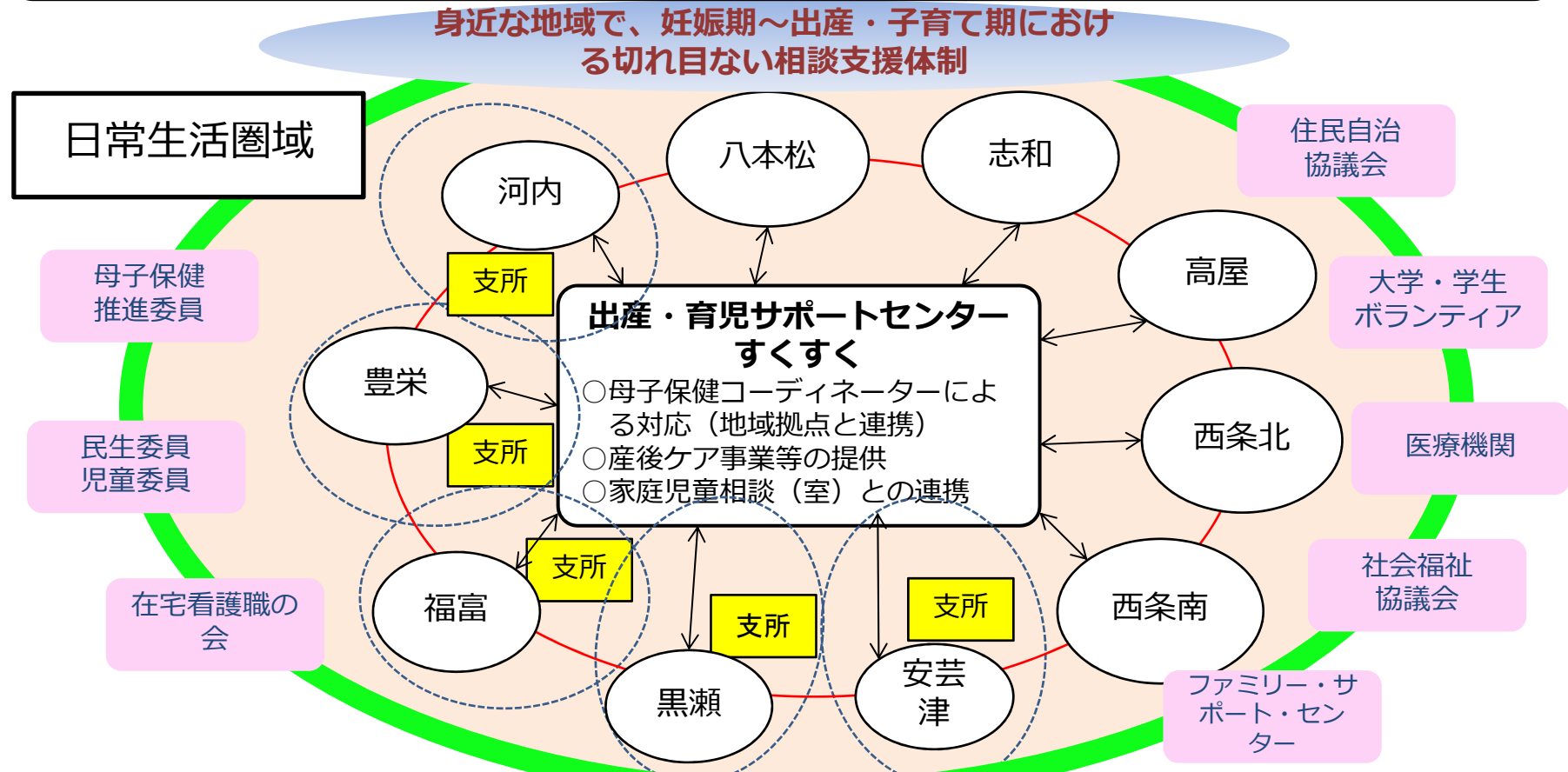


保育所内の相談室を活用したネウボラ

東広島版ネウボラの構築について

○東広島版ネウボラ（案）

- ◆妊娠から出産・子育てに関わる助言・アドバイスの場を市民の身近な地域（日常生活圏域）に設置
- ◆妊産婦等の相談・面談により、支援が必要な場合、支援プランを作成し、産後ケア事業等のサービスにつなぐ。
- ◆特にリスクの高い妊産婦等には、母子保健コーディネーターが家庭児童相談（室）担当と連携し対応



※各地域拠点は、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）や児童館などを活用し、**子育て支援コーディネーター**を配置
 ※出産・育児サポートセンターすすくに地区担当保健師に加え**母子保健コーディネーター**を配置し、各地域拠点と連携
 ※支所保健師は各地域拠点及び出産・育児サポートセンターと連携